

別添資料 1

平成 23 年 9 月 14 日

東京国立博物館等の施設管理・運営業務

仕様書

(案)

平成 23 年 9 月

独立行政法人国立文化財機構

東京国立博物館 東京文化財研究所

目 次

1	総則	1
	(1) 本書の位置付け	1
	(2) 民間事業者の業務範囲	1
2	業務仕様	2
	(1) 総則	2
	(2) 業務実施の時期	2
	(3) 個別業務仕様	3
	① 関係業務統括業務	3
	② 特別高圧受変電設備等保守点検業務	4
	③ エレベーター設備等保全業務	24
	④ 空調自動制御機器等保全業務	28
	⑤ 冷凍設備等保全業務	33
	⑥ ビル環境衛生管理等業務	40
	⑦ 構内樹木等維持管理業務	43

1 総則

(1) 本書の位置付け

本仕様書（以下「本書」という。）は、東京国立博物館および東京文化財研究所（以下「東博等」という。）が「東京国立博物館等の施設管理・運営業務」（以下「本件業務」という。）を実施する民間事業者を募集及び選定するに当たって、本件業務の実施について、東博等が民間事業者に求める業務の要求水準を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する実施要項と一体のものである。

なお、本書に示す要求水準は東博等が求める最低限の要求水準であり、当該仕様を上回る水準が確保できる場合には、そのような提案を制限するものではない。また、本書に示す要求水準と同程度の水準を確保できる場合には、コストの削減等効率的な業務実施のために、当該方法と異なる方法を採用することも可能とする。

(2) 民間事業者の業務範囲

民間事業者の業務範囲は、以下のとおりである。

業務分類	対象施設	業務内容
①関係業務統括業務	共通	ア 施設維持の統括管理業務
②特別高圧受変電設備等保守点検業務	共通	ア 特別高圧受変電設備等保全業務
		イ 中央監視制御装置保全業務
		ウ 自家発電機設備整備
		エ 電気設備管理業務
		オ 防災設備保全業務
		カ 地下タンク貯蔵所定期点検
		キ 電話交換設備等保守
③エレベーター設備等保全業務	共通	ア 昇降機設備等保全業務
		イ 自動扉開閉装置保守
④空調自動制御機器等保全業務	共通	ア 空調自動制御機器等保全業務
	東京国立博物館	イ 中央監視装置一部夜間管理業務
	ウ エネルギー管理業務	
⑤冷凍設備等保全業務	東京文化財研究所	エ 建物設備遠隔管理業務
	東京国立博物館	ア 冷凍設備等保全業務
	共通	イ ボイラー設備保守
		ウ 空調設備管理業務
	東京文化財研究所	エ 空調設備保守点検業務
オ 機器設備監視業務		
⑥ビル環境衛生管理等業務	共通	ア ビル環境衛生管理業務
		イ その他業務
⑦構内樹木等維持管理業務	共通	ア 樹木等維持管理業務

2 業務仕様

(1) 総則

本書1(2)に示した業務を遂行するに当たり、民間事業者は、東博等の特殊性を十分に理解し、その円滑な運営に支障をもたらすことのないよう留意すること。また、東博等への来館者に対しても遺漏のないよう万全を期し、誠実に対応すること。

建物・設備等について故障、不具合等が発生した場合には、民間事業者は、東博等と連携し、速やかに技術者を派遣し対応すること。

また、本業務全般において、保守点検作業の結果、機器又は部品の交換の必要が生じた場合には、東博等の指示により行うこと。機器又は部品の交換を行った場合、交換作業費以外の代金は、原則として別途東博等に請求できるものとする。

なお、本業務に使用する工具及び試験器具等は、原則としてすべて民間事業者が持参すること。

(2) 業務実施の時期

下記の業務については、東博等の職員が指定する時期に一斉に点検業務を行う。

電気事業法にかかる保安規定による点検業務(下記の番号は、P1に示す業務のうち、該当する個別業務の番号)

- ・ 特別高圧受変電設備等保全業務 : ②ア
- ・ 中央監視制御装置保全業務 : ②イ
- ・ 自家発電機設備整備 : ②ウ
- ・ ボイラー設備保守 : ⑤イ

(3) 個別業務仕様

①関係業務統括業務

(ア) 業務内容

- A 特別高圧受変電設備等保守点検業務，エレベーター設備等保全業務，空調自動制御機器等保全業務，冷凍設備等保全業務，ビル環境衛生管理業務，構内樹木等維持管理業務（以下，「維持管理業務」という。）を円滑に遂行するために，統括責任者を1名置き，東博等の職員との連絡調整を密に行うこと。統括責任者は，関係業務統括業務と維持管理業務の遂行に支障のない範囲で業務を兼務することができる。
- B 統括責任者は，維持管理業務を行う各担当者と連絡調整を行うこと。
- C 関連する作業の工程及び日程は，原則として，統括責任者が東博等と相談，協議の上，実施すること。
- D 東博等の指示に従い，当初契約時に実施期間全体の業務計画書を作成し，東博等に提出するとともに，毎年度，年間及び月間作業計画を作成の上，統括責任者は東博等の担当者に事前に提出し，周知を図ること。
- E 民間事業者は，作業の遂行に当たっては，東博等の担当者と密接な連絡のもとに作業を実施し，作業完了後はその内容を記載した報告書を作成し，業務報告書として，東博等に提出すること。
- F 維持管理業務に付随する，法律及び条例等に定められた報告書または資料等の作成についても必要に応じて行うこと。
- G 民間事業者は，施設の維持管理に係る資料，図面の保管・管理を行うこと。
- H 民間事業者は，各業務について，業務の手順や具体的な作業の方法などを定めた管理マニュアル等の立案と更新を行うこと。なお，既存のマニュアルが存在する業務については，民間事業者に提供するので，必要に応じ改訂を行うこと。
- I 以下，仕様書中において，東博等への報告や東博等からの指示を受ける等の記載がある場合は，必ず当該統括責任者を経る行うこと。

②特別高圧受変電設備等保守点検業務

ア 特別高圧受変電設備等保全業務

(ア) 対象施設

東京国立博物館及び東京文化財研究所

(イ) 業務内容

電気事業法に定めるところにより、独立行政法人国立文化財機構保安規程に基づいて実施し、当館電気保安規程管理に万全を期するものである。

A 東京国立博物館

(A) 通常点検

- a 保護継電器の動作，測定試験
- b 絶縁抵抗測定（但し，変電所内）
- c 接地抵抗測定
- d 変電設備内外の清掃及び点検
- e その他の電気保安規程第 14 条の項目に東博等の職員が指示する場所の点検

(B) 精密点検

- a 平成館主幹遮断機分解精密点検
- b 清掃・点検・試験等
- c 各館高圧遮断機点検

本件業務期間（平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）における各館遮断機の点検周期および点検数量は以下のとおり。

<受電用遮断機>

- ・平成館用（GCB）2 台（平成 24 年）
- ・本館用（GCB）2 台（平成 26 年）
- ・資料館用（VCB）2 台（平成 26 年）

<高圧用遮断機>

- ・本館用（GCB）9 台（平成 24 年）
- ・平成館特高用（GCB）11 台（平成 25 年）
- ・平成館特高用（GCB）8 台（平成 26 年）

(参考) 今後の受電用遮断機の点検予定

名称	受電用 遮断機 (台数)	点検周期				
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
本館用 (GCB)	2			2		
資料館用 (VCB)	2			2		
ポンプ室用 (GCB)	2				2	
東洋館用 (GCB)	2				2	
表慶館用 (GCB)	1					1
法隆寺宝物館用 (VCB)	2					2
平成館用 (GCB)	2	2				

※点検周期は、保安規定、工作物規定により、5年毎とする。

(参考) 今後の高圧用遮断機の点検周期

名称	高圧用 遮断機 (台数)	点検周期				
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
本館冷凍機室用 (VCB)	4					4
資料館用 (VCB)	4					4
表慶館用 (GCB)	2					2
本館用 (GCB)	9	9				
平成館特高用 (GCB)	19		11	8		
東洋館用 (GCB)	7				7	
平成館用 (GCB)	6				6	
法隆寺宝物館用 (VCB)	4				4	

※点検周期は、保安規定、工作物規定により、5年毎とする。

d コンデンサ容量測定

本件業務期間（平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）におけるコンデンサ容量測定は以下のとおり。

- ・ 東洋館 50kVar 1 台 (平成 24 年)
- ・ 東洋館 100kVar 2 台 (平成 24 年)
- ・ 本館 75kVar 5 台 (平成 26 年)
- ・ 資料館 30kVar 2 台 (平成 26 年)

(参考) 今後のコンデンサ容量の点検周期

名称	コンデンサ (台数)	点検周期				
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
本館 75kVar	5			5		
資料館 30kVar	2			2		
東洋館 50kVar	1	1				
東洋館 100kVar	2	2				

※点検周期は、保安規定、工作物規定により、5年毎とする。

e 高圧ヒューズの交換

本件業務期間（平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）における高圧ヒューズの交換は対象外とする。

(参考) 今後の高圧ヒューズの交換の点検周期

設置場所	名称	仕様	数量 (個)	点検周期 平成 31 年
平成館特高圧室	接地形計器用変圧器 (PT)		6	6
	計器用変圧器 (PT)		9	9
	計器操作	1 0 A	10	10
	遮断機操作	筒型 2 0 A	19	19
平成館高圧変電所	計器用変圧器 (PT)		9	9
	コンデンササーパリアーヒューズ	CL-LB3. 6KV G50A T30A C30A φ 50 × 260 mm	12	12
		CL-3. 6KV G100A T75A C60A φ 60 × 310 mm	3	3
	高圧トランス	CL-LB3. 6KV G60A T40A C40A 40KA	3	3
		CL-3. 6KV G200A T150A C100A 40KA	6	6
		CL-3. 6KV G150A T100A C75A 40KA	7	7
CL-LD3. 6KV G100A T76A 40KA		4	4	
本館	計器用変圧器 (PT)			
本館 (新)	高圧トランス	CL タイプ 75G	2	2

		CLタイプ 60G	3	3
東洋館	Tr 用	CL-LD G100A-T76A 40KA	4	4
	コンテナ用	CL-LD G100A-C15A 40KA	9	9
	計器用	CL-LD G100A-T1A 40KA	6	6
資料館	計器用変圧器 (PT)			
	高圧トランス	HHタイプ 100G	2	2
		HHタイプ 75G	3	3
HHタイプ 20G		6	6	
法隆寺宝物館	計器用変圧器 (PT)			
	高圧トランス	CLタイプ 100G	3	3
		CLタイプ 60G	5	5
		CLタイプ 40G	4	4
CLタイプ 30G		2	2	

※点検周期は、予防保全として10年毎とする。

f 高圧ケーブル劣化試験

本件業務期間（平成24年4月～平成27年3月）における高圧ケーブル劣化試験は対象外とする。

（参考）今後の高圧ケーブル劣化試験の点検周期

系統名称	点検周期		
	平成30年	平成31年	平成32年
平成館特高 → 東洋館	●		
平成館特高 → 本館	●		
本館 → ポンプ室		●	
平成館特高 → 法隆寺宝物館		●	
平成館特高 → 表慶館			●
平成館特高 → 資料館			●

※点検周期は、保安規定、工作物規定により、10年毎とする。

g 発電機遮断機

本件業務期間（平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）における発電機遮断機の点検周期は以下のとおり。

- ・資料館 (VCB) 1 台 (平成 25 年)
- ・平成館 (VCB) 2 台 (平成 26 年)

(参考) 今後の発電機遮断機の点検周期

名称	遮断機 (台数)	点検周期				
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
資料館 (VCB)	1		1			
平成館 (VCB)	2			2		

※点検周期は, 予防保全として 5 年毎とする。

(C) 手入れ, 点検の業務の完了後に検査報告書等を提出

B 東京文化財研究所

(A) 通常点検

- a 保護継電器動作・測定試験
- b 絶縁抵抗測定 (変電所内及び所内低圧盤)
- c 接地抵抗測定
- d 非常用発電機整備点検
- e 変電所設備内外の清掃及び点検
- f その他の電気保安規程第 14 条の項目に東博等の職員の指示する場所の点検

(B) 精密点検

- a 清掃・点検・試験等

b 高圧遮断機分解細密点検

本件業務期間（平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）における遮断機の点検周期および点検数量は以下のとおり。

<受電用遮断機>

- ・東文研用 (VCB) 1 台 (平成 26 年)

<高圧用遮断機>

- ・東文研用 (VCB) 7 台 (平成 26 年)

(参考) 今後の受電用遮断機の点検予定

名称	受電用 遮断機 (台数)	点検周期				
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
東文研用 (VCB)	1			1		

※点検周期は、保安規定、工作物規定により、5年毎とする。

(参考) 今後の高圧用遮断機の点検予定

名称	高圧用 遮断機 (台数)	点検周期				
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
東文研用 (VCB)	7			7		

※点検周期は、保安規定、工作物規定により、5年毎とする。

c コンデンサ容量測定

本件業務期間（平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）におけるコンデンサ容量測定は以下のとおり。

- ・ 東文研 80kVar 4 台 (平成 26 年)

(参考) 今後のコンデンサ容量の点検周期

名称	コンデンサ (台数)	点検周期				
		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
東文研 80kVar	4			4		

※点検周期は、保安規定、工作物規定により、5年毎とする。

d 高圧ヒューズの交換

本件業務期間（平成 24 年 4 月～平成 27 年 3 月）における高圧ヒューズの交換は対象外とする。

(参考) 今後の高圧ヒューズの交換の点検周期

設置場所	名称	仕様	数量 (個)	点検周期 平成 31 年
東文研	Tr 用	CL-LB G75A-T50A 40KA	3	3

Tr 用	CL-LB G60A-T40A 40KA	6	6
Tr 用	CL-LB G50A-T30A 40KA	12	12
コンデンサ用	CL-LB G20A-C7.5A 40KA	12	12
計器用	PL-G 7.2/3.6kV-T1A 40KA	6	6

※点検周期は、予防保全として10年毎とする。

(C) 手入れ、点検の業務の完了後に検査報告書等を提出

(ウ) 実施対象物

A 東京国立博物館

実施対象物は以下のとおりとする。また、実施対象物の概要は別紙1のとおり。

1	特別高圧受変電所	6	資料館屋内変電所
2	本館屋内変電所	7	表慶館屋内変電所
3	平成館屋内変電所	8	法隆寺宝物館屋内変電所
4	東洋館屋内変電所	9	黒田記念館屋内変電所
5	ポンプ室屋内変電所	10	本館冷凍機室内高圧盤

B 東京文化財研究所

(A) 受電設備 6.6KV・2000KVA

(B) 発電設備 6.6KV・375KVA (原動機・ディーゼル)

実施対象物の概要は別紙2のとおり。

(エ) 使用材料等

点検に必要な測定器具、仮設電源、消耗品 (ウエス布・グリース・薬品) は、民間事業者の負担とする。

(オ) 業務の実施時期・時間

業務種別	実施時期	実施時間
------	------	------

全業務	年1回（実施日は東博等の指示する日時とする。） ＜実施予定＞ ・東京国立博物館 6月 ・東京文化財研究所 2月 ・黒田記念館 3月	実施時間は東博等の指示する時間とする。
-----	---	---------------------

イ 中央監視制御装置保全業務

（ア）対象施設

東京国立博物館

（イ）業務内容

- A 装置本体の清掃，点検，電源電圧の測定，試験
- B プリンターの清掃，点検
- C CRT表示装置の清掃，点検，電圧チェック
- D リモートステーションの清掃，点検，試験
- E シーケンスチェック
- F 手入れ，点検の業務の完了後に検査報告書等を提出

（ウ）実施対象物

実施対象物の概要は別紙3のとおり。

（エ）使用材料等

点検に必要な測定器具，消耗品，清掃道具等はすべて民間事業者の負担とする。

（オ）業務の実施時期・時間

業務種別	実施時期	実施時間
全業務	年1回（実施日は東博等の指示する日時とする。） ＜実施予定＞ ・東京国立博物館 6月 ・東京文化財研究所 2月 ・黒田記念館 3月	実施時間は東博等の指示する時間とする。

ウ 自家発電機設備整備

(ア) 対象施設

東京国立博物館

(イ) 業務内容

点検にあたっては、建築基準法、および消防法に基づき、下記の機器及び装置の自家発電機の点検整備を安全かつ最良に行うものとする。

A L6D15ECS型（ディーゼル）の点検，整備

- (A) 設備環境（周囲の状況・油類貯蔵・照明機能等）
- (B) 耐震装置（基礎ボルト・防振ゴム）
- (C) 排気装置（排気管・消音器の断熱及び漏れ緩み）
- (D) 始動装置（端子増締・空気槽の圧力・始動空気装置の漏れ緩み・圧縮機能・電磁弁動作）
- (E) 潤滑油装置（汚れ・油量・管の漏れ緩み・オイルポンプ・機能動作）
- (F) 燃料関係（オイルタンク油量計・ドレンの排出・オイルポンプ機能動作・漏れ緩み）
- (G) 冷却水関係（水量計・槽内発錆・ボールタップの動作電磁弁・管の漏れ緩み）
- (H) 計測装置（回転計・圧力計・温度計）
- (I) 電気関係（開閉器・継電器・表示灯・絶縁抵抗）
- (J) 機関部関係（燃料フィルター・噴射弁・燃料ポンプ吸排気弁・過給器・調速機）
- (K) 保護回路系統
- (L) 試運転その他

B PU-1000型（ガスタービン）の点検，整備

- (A) 設備状況（始動操作盤・バッテリー盤・給排ダクト）
- (B) 主要ボルト（基礎ボルトの緩み，発錆等点検）
- (C) 燃料系統（フェーエルコントロール・フィルター交換）
- (D) 起動系統（始動・制御用バッテリー・セルモニター・ターニングモーター）
- (E) 潤滑油系統（潤滑油量・潤滑油ポンプ・潤滑油フィルター・オイル・クーラー）
- (F) 減速機（ギヤ歯面）
- (G) 軸継手（カップリングラバー・カップリングボルト）

- (H) 発電機（軸受・端子接続部・接地抵抗計測）
- (I) 始動版系統（状態表示・配線・継電器性能点検・絶縁抵抗計測）
- (J) 計器類（停止中、運転中点検）
- (K) 保護装置点検（実作動テスト・シミュレーションテスト）
- (L) シーケンス検査（自動起動停止確認）
- (M) 燃焼状態
- (N) 運転諸元計測
- (O) 試運転その他

C 消防法に基づく法定点検（非常電源設備）

D 各月毎の業務及び、その業務の完了後検査報告書等を提出。

(ウ) 実施対象物

実施対象物の概要は別紙4のとおり。

(エ) 業務の実施時期・時間

業務種別	実施時期	実施時間
全業務	年1回（実施日は東博等の指示する日時とする。） <実施予定> ・東京国立博物館 1月	実施時間は東博等の指示する時間とする。

(オ) 実施体制

A 消防点検資格者（1・2種）※消防設備（非常電源設備）の点検に必要。

エ 電気設備管理業務

(ア) 対象施設

東京国立博物館

(イ) 業務内容

電気事業法に基づき、東京国立博物館の日常業務及び夜間開館等に伴い発生する各種電気設備等の保全業務を行うものとする。

- A 建物内電気設備の運転業務（変電室検針及び外観点検）
- B 建物内電気設備の監視業務（中央監視装置によるデマンド監視及び警報確認）
- C 建物内電気設備の日常点検業務（展示会場の巡回点検，マンホール（計 37ヶ所）内電気設備の点検を含む）
- D 建物内電気設備の緊急時応急処置
- E 建物内電気設備の高所作業車による断球取替業務
- F 建物内電気設備の送電停止・復電業務

(ウ) 実施対象物

敷地内電気設備全般

なお，低圧回路点検盤面数は以下のとおり。

場所	低圧回路点検盤面数
①平成館	5 5 面
②本館	9 1 面
③東洋館	3 2 面
④資料館	3 7 面
⑤法隆寺宝物館	2 4 面
⑥表慶館	8 面
⑦外回り	2 6 面
⑧黒田記念館	5 面
⑨東京文化財研究所	2 8 面
計	3 2 6 面

(エ) 業務の実施時期・時間

- A 常駐技術員の勤務時間は，9時から17時45分までの実働8時間とする。
- B 夜間開館日は17時45分から20時15分までの実働2.5時間延長とする。
なお，夜間開館日については，毎年度定めるものとする。
- C 内覧会や各種イベントなどが開催され，突発的に時間外の業務が発生する場合には，本業務契約とは別に業務を発注するものとする。
- D 低圧回路点検及び特高点検日（延べ40日程度）を実施する場合には，18時

から 21 時までの実働 3.0 時間延長とする。

- E 展示会場の巡回点検は、毎日 1 回実施するものとし、処置が必要な箇所がある場合は、開館前 9 時から 9 時 30 分まで又は閉館後 17 時から 17 時 45 分間に処置を行うものとし、緊急性が高い場合には、東博等の職員に連絡の上、迅速に処理を行うこととする。
- F マンホール内の電気設備の点検・清掃は、年に 1 回（11 月を想定）実施するものとする。

(オ) 業務体制

- A 常駐勤務の電気設備技術員は 3 名（常時 3 名とする。）
- B 延長勤務の電気設備技術員は 3 名（常時 3 名とする。）
- C 1 名当たりの要年間日勤業務実働日は、365 日間とする。
- D 交代で業務を行う場合は、当該業務に支障をきたさないよう勤務引継調整を行うものとする。
- E 技術員は日常、緊急時を含め、以下の知識を有する者
 - (A) 異常通報等による影響範囲の判断が理解できる。
 - (B) 電力専門用語が理解でき各関係箇所への対応・応答ができる。
 - (C) 受変電設備運転または保守経験が 5 年以上。
 - (D) 電気工事士免許及び高所作業車運転免許を有する者。
 - (E) 経済産業省の指導に基づき、電気主任技術者としての届出が 5 年以上の実務経験（資格：電験 3 種以上）を有する者（本件業務に専任とすること）。

なお、上記(E)の電気主任技術者は、東京国立博物館、黒田記念館、東京文化財研究所の全ての建物に対し、1 名で兼務しても構わないものとする。

オ 防災設備保全業務

(ア) 対象施設

東京国立博物館および東京文化財研究所

(イ) 業務内容

以下に示す各項に対して、消防法に基づき、消防庁告示によって告示された点検基準に従って点検を行う。

A 東京国立博物館

- (A) 自動火災報知設備（現場感知器にて擬似発報により受信機にて信号確認）
- (B) ハロゲン化物消火設備（擬似起動試験及び容器容量確認）
- (C) 排煙設備（排煙口，排煙ダンパー，防火シャッター，排煙機起動動作試験）
- (D) 屋内消火設備（消火栓箱内ホース外観点検，消火栓ポンプ試運転）
- (E) 屋外消火栓設備
- (F) 消火器具（外観点検，全体の10%交換，配置チェック）
- (G) 総合防災監視設備（CRT盤機能点検，蓄電池点検）
- (H) ガス漏れ火災警報設備（現場感知器にて擬似発報により受信機にて信号確認）
- (I) 非常警報設備（スピーカ音量，本体放送盤機能点検）
- (J) 連結散水設備
- (K) 誘導灯（外観点検，電圧測定）
- (L) 誘導灯用直流電源装置（外観点検，電圧測定）
- (M) 動力消防ポンプ
- (N) その他東博等の職員から特に指示のない事項でも民間事業者として，当然行うべきことがあるときは実施。
- (O) 各月毎の業務および，その業務完了後検査報告書を提出。

B 東京文化財研究所

- (A) 自動火災報知設備（現場感知器にて擬似発報により受信機にて信号確認）
- (B) 消火器具（外観点検，全体の10%交換，配置チェック）
- (C) 屋内消火栓設備
- (D) ガス漏れ火災警報設備（現場感知器にて擬似発報により受信機にて信号確認）
- (E) 誘導灯（外観点検，電圧測定）
- (F) 防火・防災設備
- (G) その他東博等の職員から特に指示のない事項でも民間事業者として，当然行うべきことがあるときは実施。
- (H) 各月毎の業務およびその業務完了後の検査報告書の提出

(ウ) 実施対象物

A 東京国立博物館

実施対象の設備の概要は別紙5のとおり。

B 東京文化財研究所

実施対象の設備の概要は別紙6のとおり。

(エ) 業務の実施時期・時間

- A 以下のスケジュール以外に、VIP来館や建物内の害虫駆除などに伴い、突発的な対応が必要な場合には、本業務契約とは別に業務を発注するものとする。

B 東京国立博物館

	外観・機能点検 (9月を予定)	外観・機能・総合点検 (3月を予定)
自動火災報知設備	年1回	年1回
ハロゲン化物消火設備	〃	〃
排煙設備	〃	〃
屋内消火栓設備	〃	〃
屋外消火栓設備 (柳瀬荘の放水銃を含む)	〃	〃
消火器具	年2回(9月、3月を予定)	
総合防災監視装置	年1回	年1回
ガス漏れ火災警報設備	〃	〃
非常警報設備	〃	〃
連結散水設備	〃	〃
誘導灯	年2回(9月、3月を予定)	
誘導灯用直流電源装置	年1回	年1回
動力消防ポンプ	〃	〃

C 東京文化財研究所

消火用設備	外観・機能点検 (9月を予定)	外観・機能・総合点検 (3月を予定)
消火器具	年2回(9月、3月を予定)	

屋内消火栓設備	年 1 回	年 1 回
自動火災報知設備	〃	〃
ガス漏れ火災警報設備	〃	〃
誘導灯	年 2 回 (9 月、3 月を予定)	
防火・防災設備	年 1 回	年 1 回

(オ) 実施体制

A 技術員は、以下の資格を有する者

(A) 消防設備点検資格者 (第 1・2 種) もしくは消防設備士

(B) 危険物取扱者 (乙 4 類)

(カ) 使用材料等

以下に掲げる以外の費用 (消耗品等) はすべて民間事業者の負担とする。

A 発注者の都合により行う工事または、設備の移動あるいは回収を必要とする場合

B 設備の破損もしくは老朽化による機器への交換の必要が生じたときに発注者が認めた場合

カ 地下タンク貯蔵所定期点検

(ア) 対象施設

東京国立博物館

(イ) 業務内容

消防法に基づき、東京国立博物館に設置されている地下タンク貯蔵所の定期点検を実施するものである。

A 消防法第 14 条の 3 の 2 に基づき、必要な事項をすべて施工点検。

B 微加圧法 (窒素ガスを封入し、2KPa 加圧) にてタンク・配管の漏洩の有無を確認。

- C 点検作業終了後は点検記録簿を作成提出。
- D その他、東博等の職員から特に指示のない事項でも民間事業者として当然行なうべきことがあるときは実施する。

(ウ) 実施対象物

平成館地下タンク貯蔵所
第4類第3石油類（特A重油）5KL1基
配管 一式

(エ) 業務の実施時期・時間

業務種別	実施時期	実施時間
全業務	年1回（実施日は東博等の指示する日時とする。（3月に実施予定））	実施時間は東博等の指示する時間とする。

(オ) 使用材料等

点検に使う機器、および消耗品等は民間事業者の負担とする。

キ 電話交換設備等保守

(ア) 対象施設

東京国立博物館および東京文化財研究所

(イ) 業務内容

電話交換設備等の保守にあたり、電気事業法、および電気通信事業法に基づき、以下の項目に対し、安全かつ善良に行うこと。

A 共通点検項目

(A) 電話交換設備

保守点検表は、点検の都度提出するものとする。保守点検契約期間において、内線電話機増数等の軽微な変更があっても、契約金額の変更はない。

a 制御系

- ・各装置動作状態確認
- ・自動切替確認
- ・自律メッセージ・障害エリア解析（5，8，11，2月）

b 通話路系

- ・各装置動作状態確認
- ・通話路試験
- ・各トランク機能試験
- ・MB状態の確認

c 入出力装置

- ・各装置動作状態確認
- ・ランプ・表示状態確認
- ・外観点検

d 中継台

- ・各種接続機能等確認
- ・ランプ・表示状態確認
- ・外観点検

e 構内

- ・本配線盤・端子盤
- ・線路
- ・電話機

f 電源装置

- ・整流器（外付電源装置）入力・出力
- ・架内電源電圧（4，7，10，1月）
- ・交換機電圧（4，7，10，1月）
- ・蓄電池電圧・比重・液量（4，7，10，1月）
- ・外観点検（腐食・歪・ヒビ・熱）（4，7，10，1月）

g その他

- ・直通切替資料確認（5月）
- ・機器清掃・室内清掃
- ・管理台帳 入力

B 東京国立博物館のみ対象の点検項目

(A) 非常通報装置

機械保守として、常時あるいは定時に保守センターより遠隔監視により各種の異常の有無を診断する。

a パネル確認

通報装置の扉を開扉し、パネル部の各種ランプの確認をする。

b 装置試験

通報装置が正しく動作するか試験する。

c 録音再生試験

録音の状態を聴取し、音量・明瞭度を確かめ必要によりボリュームの調整を行う。

d インパルス試験

110番が正しくダイヤルされるかどうか試験する。

e 障害ブザー試験

ルート別押しボタンの配線が短絡した時にブザーが鳴動するかどうか試験する。

f 電池電圧試験

電池をチェックし必要により交換する。

g 押しボタン試験

各押しボタンをルートごとに押して通報装置を動作させベルの鳴動、ランプの点滅を確認する。

h 局線接続試験

電話加入回線との接続状況を点検する。

i その他

点検事項に記載のない事項でも、民間事業者として当然行うべきことがある時は実施する。

C 東京文化財研究所のみ対象の点検項目

(A) 電話交換業務

a 制御系

・CMT・FD交換／バックアップ

(ウ) 実施対象物

A 東京国立博物館

(A) 電話交換設備

実施対象物の概要は別紙7のとおり。

(B) 非常通報装置

実施対象物の概要は別紙8のとおり。

B 東京文化財研究所

実施対象物の概要は別紙9のとおり。

(エ) 使用材料等

A 電話交換設備

保守点検に必要な器具，材料，消耗品及び軽微な部品交換はすべて民間事業者の負担とする。

B 非常通報装置

乾電池，録音テープ，トランジスタ，表示ランプ等，ボタン用アクリル板，ヒューズ，止め金具の取替えについては民間事業者の負担のもとに実施する。

(オ) 業務の実施時期・時間

A 電話交換設備

業務種別	実施時期	実施時間
【制御系】 ・自律メッセージ・障害エリア解析	年 4 回（5 月，8 月， 11 月，2 月）	実施時間は東博等の指示する時間とする。
【電源装置】 ・架内電源電圧 ・交換機電圧 ・蓄電池電圧・比重・液量 ・外観点検（腐食・歪・ヒビ・熱）	年 4 回（4，7，10， 1 月）	
【その他】 ・直通切替資料確認	年 1 回（5 月）	
その他業務	月 1 回	

B 非常通報装置

業務種別	実施時期	実施時間
遠隔監視	常時あるいは定時	実施時間は東博等の指示する時間とする。
巡回保守点検作業	3 ヶ月に 1 回	

(カ) 達成水準

A 電話交換設備

設備を保全する水準は，障害の件数で算出したとき，内線電話機 100 台当たり月間 3.5 件以下で，業務に支障のないように保守を行わなければならない。

(キ) 業務体制

A 電話交換設備

全業務は、いずれも毎月1回技術員を派遣して実施すること。設備の障害の連絡を受けた場合は、直ちに技術員を派遣して点検修理を行うこと。

B 非常通報装置

巡回保守点検作業は、3ヶ月に一回技術員を派遣して行う。不時の故障時は、直ちに技術員を派遣して、点検・修理作業を行う。

③エレベーター設備等保全業務

ア 昇降機設備等保全業務

(ア) 対象施設

東京国立博物館および東京文化財研究所

(イ) 業務内容

労働安全衛生法に基づき、以下の昇降機設備等について保全業務を行うこと。

A 点検、手入れ保全（修理に要する部品を除く消耗品取替え含む）

遠隔点検機種及び可能な機種については、電話回線による遠隔点検を実施すること。点検により不良部品等を交換する際は、その都度係員に報告し修理を行ない、交換部品については純正部品にて別途とする（軽微なものは民間事業者の負担とする）。交換純正部品については早急に入手できること。

(A) ロープ式エレベーター・油圧エレベーター

- a 機械室内環境状態
- b 機械室内各機器状態
- c かご運行状態
- d 戸の開閉状態
- e かご関連機器状態
- f 外部連絡装置
- g かご室意匠
- h 乗場意匠
- i 乗場関連機器状態
- j 昇降路内関連機器状態
- k ピット内環境状態
- l 付加装置他各機器動作状態

(B) エスカレーター（東京国立博物館のみ）

- a 運転状態
- b 操作盤スイッチ、押ボタン動作状態
- c 踏段・レール関連機器状態
- d ドライブユニット状態
- e 移動手すり・駆動装置状態

- f 照明・意匠
- g 各安全装置動作状態
- h 上部機械室環境状態
- i 下部機械室環境状態
- j 機械室各機器状態
- k 電磁ブレーキ動作状態
- l 各チェーン給油状態
- m ステップリンク動作状態
- n 安全設備点検

B 検査（品質検査，法定検査）

C 各月毎の業務および，その業務の完了後検査報告書の提出

（ウ）実施対象物

A 東京国立博物館

実施対象物の概要は別紙 10 のとおり。

B 東京文化財研究所

実施対象物の概要は別紙 11 のとおり。

（エ）使用材料等

前記の修理に要する部品を除く消耗品は，民間事業者の負担とする。点検により不良部品等を交換する際は，その都度東博等の職員に報告し修理を行ない，交換部品については純正部品にて別途とする（軽微なものは民間事業者の負担とする）。交換純正部品については早急に入手できること。

（オ）業務の実施時期・時間

以下のスケジュール以外に，VIP 来館などに伴い，突発的な対応が必要な場合には，本業務契約とは別に業務を発注するものとする。

業務種別	実施時期	実施時間
点検，手入れ保全	月 1 回	実施時間は東博等の指示する時間とする。 （休館日昼間及び平日昼間を予定）
品質検査，法定検査	年 1 回	

(カ) 業務体制

- A 機器メーカーの認める技術を有する技術員を派遣して、点検調査を行なう。
- B 不時の事故時に発注者より連絡を受けた場合には、直ちに技術員を派遣し、点検調整を行なう。

イ 自動扉開閉装置保守

(ア) 対象施設

東京国立博物館および東京文化財研究所

(イ) 業務内容

- A 故障等による部品交換は純正部品にて速やかに交換できること。業務の完了後検査報告書等を提出すること。
- B 不時の故障の際は無償にて修理すること。
- C 詳細な点検事項は東京国立博物館が別紙 1 2，東京文化財研究所が別紙 1 3 のとおり。

(ウ) 実施対象物

実施対象物の概要は別紙 1 4 のとおり。

(エ) 使用材料等

フルメンテナンス対象機器 (LS 型) は部品交換 (建具, トップセンター交換は別途), オーバーホール等並びに消耗品は民間事業者負担とする。普通メンテナンス対象機器 (DS・SND 型, PS 型, SOV 型) は部品交換, オーバーホール等は有償, 但し, 工賃, 消耗品は民間事業者負担とする。

(オ) 業務の実施時期・時間

以下のスケジュール以外に, VIP 来館などに伴い, 突発的な対応が必要な場合には, 本業務契約とは別に業務を発注するものとする。

	建物名	階数	型番	台数	備考
立東 博京 物国	東洋館	1 階	SOV 型 (玄関)	4 台	3 ヶ月毎に 1 回 (年 4 回) セミフルメンテナンス

	資料館	1階	LS型 (玄関)	2台	2ヶ月毎に1回(年6回) 普通メンテナンス	
	平成館	1階	DS型 (正面・西玄関)	5台	3ヶ月毎に1回(年4回) 普通メンテナンス	
		1階	DS型 (身障者トイレ)	2台	6ヶ月毎に1回(年2回) 普通メンテナンス	
		2階	DS型 (身障者トイレ)	1台	6ヶ月毎に1回(年2回) 普通メンテナンス	
	通用門	門扉	SND型	1台	3ヶ月毎に1回(年4回) 普通メンテナンス	
	法隆寺宝物館	1階	DS型 (玄関・1室入口)	4台	3ヶ月毎に1回(年4回) 普通メンテナンス	
		1階	DS型 (身障者トイレ)	1台	6ヶ月毎に1回(年2回) 普通メンテナンス	
		2階	DS型 (4室入口)	1台	3ヶ月毎に1回(年4回) 普通メンテナンス	
	本館	1階	PS型 (正面玄関)	1台	2ヶ月毎に1回(年6回) 普通メンテナンス	
		1階	DS型 (正面玄関)	2台	3ヶ月毎に1回(年4回) 普通メンテナンス	
		1階 (正面)	SOV片引 (玄関) (フルオープン)	2台	3ヶ月毎に1回(年4回) セミフルメンテナンス	
		平成館	1階 (正面玄関)	SOV-160K両引	4台	3ヶ月毎に1回(年4回) セミフルメンテナンス
	研究所	研究所	1階 (玄関)	DS型	2台	3ヶ月毎に1回(年4回) 普通メンテナンス

(カ) 業務体制

- A 機器メーカーの認める技術を持った技術員を派遣して、点検調整を行なう。
- B 不時の故障時に発注者より連絡を受けた場合には、直ちに技術員を派遣し、点検修理を行なう。

④空調自動制御機器等保全業務

ア 空調自動制御機器等保全業務

(ア) 対象施設

東京国立博物館および東京文化財研究所

(イ) 業務内容

- A 点検事項の詳細は別紙 15, 16 のとおり。
- B 緊急時に備え、製品・部品の専用保管庫を所持し、代替品、中古品の貸出しによりシステムの復旧を最短で行えること。
- C 点検により不良部品を交換する場合には、その都度東博等の職員に報告し、修理をおこなうものとするが、交換部品については、別途打合わせするものとする。
- D 点検のために必要な測定機器を所持し、機器の校正を期限内に行い、必要な時は校正証明書を提出できること。
- E 平成館、および法隆寺宝物館の空調機系統制御データは常時蓄積保存し、必要時に取出しできるものとする。

(ウ) 実施対象物

実施対象物の概要は別紙 17, 18 のとおり。

(エ) 業務の実施時期・時間

別紙 17, 18 の機器に対して半期に 1 度、年 2 回に分けて点検を行う。

(オ) 使用材料等

- A 制御データ収集の為のデータ収集器、通信回線費及び設置、撤去は民間事業者の負担とする。

(カ) 業務体制

- A 機器メーカーの認める技術を持った技術員を派遣して、点検調整を行なう。
- B 不時の故障時に発注者より連絡を受けた場合には、直ちに技術員を派遣し、点検修理を行なう。

イ 中央監視装置一部夜間監視業務

(ア) 対象施設

東京国立博物館

(イ) 業務内容

東京国立博物館の中央監視装置に接続されている，機械，電気設備の一部を保全及び運用するため，巡回点検及夜間監視及び緊急対応を行う。

また，黒田記念館では，昼間の警報発報時の対応は，遠隔監視センターより東京国立博物館設備監視室へ連絡を行うものとし，夜間は，緊急対応を行うものとする。

なお，夜間監視業務内容は，日報に記載し提出する。また，巡回点検については報告書を提出する。

- A 機械設備－遠隔監視業務
- B 電気設備－遠隔監視業務
- C 巡回点検（業務対象機器のみ）
- D 法隆寺宝物館－温湿度データ収集提出業務
- E 黒田記念館－遠隔監視業務

(ウ) 実施対象物

実施対象物の概要は別紙 19 のとおり。

(エ) 業務の実施時期・時間

項目	実施回数
巡回点検	1回／月
夜間監視及び緊急対応	17：45～翌9：00 (24時間365日緊急対応組織を確立)

(オ) 業務体制

遠隔監視業務及び緊急対応業務を遂行するにあたり，遠隔監視センター等は次の条件を満たす事

- A 遠隔監視センターは自社資産及び自社社員で管理運営し，当現場の監視ポイント全点遠隔管理機能を有する（総管理点数・2326点）
- B 遠隔監視センターは当現場と接続し，監視・制御・計測・起動操作停止操作・

設定変更・スケジュール変更操作・システム機能診断等を行う事が可能。

- C 遠隔監視装置及び中央監視装置・自動制御機器故障時のバックアップ機能を所持、仮復旧の為の部品（代替品、中古品）を備える
- D 当館監視装置と同等以上の装置（含バックアップ）を有し、発報の際派遣する作業員を365日待機可能な拠点を都内に有すること。また、東京国立博物館においては、温度湿度のデータを蓄積提出可能であること。
- E 遠隔監視センターのサーバーにて全点のポイントアドレスと東博等の監視ポイントアドレスが表裏一体となっている資料を速やかに提出することが可能であること。また、遠隔監視センターのサーバーと東博等の対向試験を行うこと。

ウ エネルギー管理業務

（ア）対象施設

東京国立博物館及び東京文化財研究所

（イ）業務内容

エネルギーの使用量や使用状況を定期的且つ総合的に分析し、省エネルギー化計画を立案する。次に省エネルギー化計画を実施または支援し、実施後の効果検証を行い、更なる改善案を検討する。この一連の業務をエネルギー管理業務（以下業務という）と位置付け、年間を通じて定常的な業務として確立し、エネルギーの使用の合理化を実現する事を目的とする。基本的に設備の運転方法や運用方法の改善を優先とし、省エネルギー化を実現していくものとする。合わせて「エネルギーの使用の合理化に関する法律」で定める第一種エネルギー管理指定工場として行うべき業務及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める業務を代行支援する。

（ウ）実施対象物

東京国立博物館及び東京文化財研究所

（エ）業務の実施時期・時間

A エネルギー化検討報告会の実施

1回／半期

B 「エネルギー使用の合理化に関する法律」関連

- (A) 定期報告書 平成 24～26 年度 7 月末
- (B) 中長期計画書 平成 24～26 年度 7 月末
- (C) 管理標準書（改定版） 毎年度末

C 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」関連

- (A) 地球温暖化対策計画書 平成 24～26 年度 11 月末
- (B) 特定温室効果ガス排出量算定報告書 平成 24 年度～26 年度 11 月末

エ 建物設備遠隔管理業務

(ア) 対象施設

東京文化財研究所

(イ) 業務内容

研究所建物内に設置された中央監視装置の監視対象点について、並列監視を行い、東博等職員の勤務時間外に限り、東博等職員に代わり機器発停、状態監視、温湿度等の指示値把握、設定値の変更等を行い設備の維持向上を図るものとする。

また、特に監視対象点の警報発生時には、現場に出動する等により速やかに原因の調査に努め復旧を図り、被害拡大を防止するよう対応するものとする。

また、月毎の業務報告を翌月 14 日までに提出すること。但し、設備等の異常による緊急対処を行った場合は、その都度提出すること。業務区分は下記のとおりとする。

A 巡回点検

- (A) 業務対象機器について、巡回点検を行うこと。

B 運転監視業務

- (A) 中央監視装置の運転及び監視業務
- (B) 電気設備の運転及び監視業務
- (C) 空気調和設備の運転及び監視業務
- (D) 給排水設備の運転及び監視業務
- (E) その他の建物に附帯する設備の監視業務

C 運転監視記録

(A) 警報履歴データの集積

(B) 運転データの集積

D 緊急対応業務

(A) 警報の受信及び非常要請に対する適切な処置と連絡報告

(ウ) 実施対象物

東京文化財研究所

- ・ 建物規模

東京文化財研究所 新館

地上4階・地下1階建 延床面積10,622m²

- ・ 建物用途

研究施設

(エ) 業務の実施時期・時間

項目	実施回数
巡回点検	1回/月
運転監視及び緊急対応	【運転監視】 17:45～翌9:00 ※国民の祝日に関する法律第3条による休日及び本施設の休業日（12月29日から翌年1月3日まで）を除く月曜日から金曜日（ただし、運転監視記録の管理は24時間集積） ※上記以外の日は、24時間の連続監視 【緊急対応】 24時間365日緊急対応組織を確立

(オ) 業務実施体制

A 業務実施時期での交代制による人員配置ができること。

B 監視業務責任者の資格は、実務経験年数5年以上の者とする

⑤冷凍設備等保全業務

ア 冷凍設備等保全業務

(ア) 対象施設

東京国立博物館

(イ) 業務内容

高圧ガス保安法に基づき、以下の保全業務を行うこと。

- A シーズン前の作業及び点検
- B シーズン中の作業及び点検
- C シーズンオフの作業及び点検
- D 年間運転機の作業及び点検

各作業及び点検の項目は別紙 2 1 のとおり。

(ウ) 実施対象物

館名称	機器名称 設置場所	仕様 (メーカー名, 型式等)
本館	R-1 吸収式冷凍機 (NO, 1) B1 中央機械室	三菱重工業(株)MS-3B2 255USRT 冷房能力 771120kcal/h 水冷温度 11℃→6℃ 2503L/min 冷却水温度 32℃～40℃ 蒸気量 2173kg/h
	R-2 吸収式冷凍機 (NO, 2) B1 中央機械室	同上
	冷却塔 (吸収式 冷凍機 R-1, R-2 用) RF	空研工業(株) SRB-241+241PARS (2台1体型) 冷房能力 255UST×2台 送風機 (5.5kw×2) + (5.5kw×2) 冷却水温度 40171/min (32℃～40℃) ×2
東洋館	R-1 吸収式冷凍機 (NO, 1) 付属棟 B2 機械室	三菱重工業(株) MS-3B2 255USRT 冷房能力 771120kcal/h 冷水温度 11℃→6℃ 2503L/min 冷却水温度 32℃～40℃ 蒸気量 2173kg/h
	R-2 吸収式冷凍機 (NO, 2) 付属棟 B2 機械室	同上
	空冷ヒーポンチラー 付属棟 B2 機械室	三菱重工業(株) MCU401AH 冷房能力 95000kcal/h 暖房能力 112000kcal/h 320L/min 送風機 0.6kw 圧縮機 30kw
	冷却塔 (吸収式 冷凍機 R-1, R-2 用) 屋外受水槽横	空研工業(株) SRS-241+241PARS (2台1体型) 冷房能力 255UST×2台 送風機 (5.5kw×2) + (5.5kw×2) 冷却水温度 40171/min (32℃～40℃) ×2

資料館	R-1 吸収式冷凍機 (一般系統) B2 機械室	三菱重工業(株) MS-1A2 125USRT 冷房能力 378000kcal/h 冷水温度 12℃→7℃ 1206L/min 冷却水温度 32℃→40℃ 蒸気量 1072kg/h
	RR・2 チリングユニット型 冷凍機 (水冷) B2 機械室	三菱重工業(株) MCU-154 呼称 15RT 冷房能力 30000kcal/h 冷水温度 12℃→7℃ 100L/min 冷却水温度 32℃→40℃ 圧縮機 5.5kw×2 台
	冷却塔 (吸収式冷凍機用) RF	空研工業(株) SKB-129PARS 冷却能力 125RT 送風機 5.5kw 冷却水量 1977L/min (40℃～32℃)
	冷却塔 (チラー用) RF	日本スピンドル製造(株) CTA-10NE 冷却能力 10RT 送風機 0.2kw 冷却水量 130L/min (37℃～32℃)
	空冷パッケージ 3F 電算 機室	三菱重工業(株) ASVP2243H 冷房 20kw
平成館	RA-1 吸収式冷凍機 B1 冷凍機室	三菱重工業(株) MDS-36CBV 330USRT 冷房能力 977100kcal/h 冷水温度 12℃→7℃ 3260L/min 冷却水温度 32℃～37.5℃ 蒸気量 1650kg/h
	RA-2 吸収式冷凍機 B1 冷凍機	同上
	RR-1 ヒートポンプチラー RF	三菱電機(株) CAH-J1180AKF 製氷能力 51000kcal/h 暖房能力 80000kcal/h 送風機 0.7kw×4 圧縮機 30kw
	RR-2 ヒートポンプチラー RF	同上
	冷却塔 (吸収式冷凍機 RA-1, RA-2 用) RF	空研工業(株) SKB-342T/HPR 冷却能力 1876000kcal/h 送風機 5.5kw×2 冷却水量 5685L/min (37.5℃～32℃)
	氷蓄熱ユニット B1 冷凍機室下 2 台	日本 BAC(株) TSU-280BF 氷蓄容量 254RT-h (770Mcal) 有効容量 31.5 m ³
表慶館	RR・1 チリングユニット型 冷凍機 (水冷) B1 機械室	東洋キャリア工業(株)30SKA240 冷房能力 203820kcal/h 冷水温度 11℃→6℃ 633L/min 冷却水温度 32℃～37℃ 圧縮機 52.5kw×1 台
	RR・2 チリングユニット型 冷凍機 (水冷) B1 機械室	同上
	冷却塔 (R-1 用) 資料館屋上	空研工業(株) SKV-FS60 冷却能力 234000kcal/h 送風機 2.2kw 冷却水量 780L/min (37℃～32℃)
	冷却塔 (R-2 用) 資料館屋上	同上
法隆寺 宝物館	R-1 空気熱源ヒートポン プ チラーユニット 2 台 B1F ドライエリア	ダイキン工業(株) UWRD100A5R 冷温水同時取り出し 冷却能力 193000kcal/h 加熱能力 156000kcal/h 送風機 0.55kw×10 圧縮機 37kw×2 冷水量 650L/min 温水量 520L/min

(エ) 業務の実施時期・時間

別紙 20 の通り。

イ ボイラー設備保守

(ア) 対象施設

東京国立博物館及び東京文化財研究所

(イ) 業務内容

労働安全衛生法、および大気汚染防止法に基づき、館内に設置してあるボイラー、圧力容器について下記の項目を実施すること。

A 点検整備・性能検査（ボイラー及び圧力容器安全規則第5節）

B 公害測定（ボイラー4缶，大気汚染防止法による）

(ウ) 実施対象物

設備番号	BS-1・2・3	BS-2	HE-1	FT-1	HE-2-1・2	HE×-1	TVW-1
種類	蒸気ボイラー	〃	第一種 圧力容器	〃	第一種 圧力容器	〃	〃
仕様	形式 炉筒煙管式 最高使用圧力 10kg/cm ³ 燃料種別 都市ガス 伝熱面積 58 m ² 定格出力 5.4t/h	形式 貫流 最高使用 圧力 10kg/cm ³ 燃料種別 都市ガス 伝熱面積 9.85 m ² 定格出力 0.95t/h	形式 蒸気発生器 内容積 4.464 m ³	形式 フラッシュ タンク 内容積 0.06 m ³	形式 熱交換器 内容積 0.16 m ³	形式 熱交換器 内容積 0.12 m ³	形式 貯蔵 タンク 内容積 2.203 m ³
製造所名	(株)高尾鉄工所	〃	ニットー(株)	〃	〃	〃	(株)バルテクノ
台数	3	1	1	1	2	1	1
設置場所	平成館 ボイラー室	〃	〃	〃	平成館 冷凍機室	資料館 機械室	平成館 空調室2
設置 年月日	平成9年6月	〃	〃	〃	〃	〃	〃
業務種別	点検整備 性能検査 煤煙測定	煤煙測定	点検整備 性能検査	〃	〃	〃	〃
性能検査 の有無	有	無	有	有	有	有	有
備考							

(エ) 業務の実施時期・時間

項目	実施回数
点検整備・性能検査	1回/年（6月に実施予定）

公害測定	2回／年（2月と9月に実施予定）
------	------------------

ウ 空調設備管理業務

（ア）対象施設

東京国立博物館及び東京文化財研究所

（イ）業務内容

本業務は、東京国立博物館の日常業務、早朝準備及び夜間開館等冷暖房延長に伴い発生する各種機械設備等の保全補助業務を行うものとする。
中央監視室に席を置き、以下の業務を行う。

- A 建物内機械設備の運転業務
- B 建物内機械設備の監視業務
- C 建物内機械設備の日常点検業務
- D 建物内機械設備の緊急時応急処置
- E 東博等の職員から要請のあった業務

（ウ）業務の実施時期・時間

項目	実施回数
通常	9時から17時45分までの実働8時間
夏季（7/16～9/15）・冬季（12/1～3/31）	8時から9時までの1時間早出
夜間開館日	17時45分から20時15分までの実働2.5時間延長
開館時間延長日	17時45分から18時15分までの実働0.5時間延長

（エ）業務体制

- A 機械設備技術員は3名（常時3名とし、うち1名は一級ボイラー技士免許を有する者とする。）
- B 早出、延長勤務 機械設備技術員は3名（常時3名とし、うち1名は一級ボイラー技士免許を有する者とする。）

- C 1名当たりの要日勤業務実働日は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。
- D 機械設備技術員補は1名（1名当たりの要日勤業務実働日は、平成24年4月1日から平成27年3月31日までとする。）交代で業務を行う場合は当該業務に支障をきたさないように勤務引継調整を行うものとする。

エ 空調設備保守点検業務

（ア）対象施設

東京文化財研究所

（イ）業務内容

A 電気設備

電気設備は、電気事業法による事業用電気工作物の維持及び運用についての規定、電気通信事業法、人事院規則及び労働安全衛生規則等を遵守して、適切に点検・保守を行うものとする。

電気設備の点検保守は、原則として停電して安全な状態で作業を行うものとし、やむを得ず活線状態で作業する時は、絶縁用防具、保護用具等を用いて行うものとする。

停電予告等の関係方面への連絡は、十分余裕を持って行い、復旧後は、完全に元の状態になっていることを確認する。

点検及び保守を実施する上で必要な、機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

B 機械設備

電気事業法に定める事業用電気工作物に係る機器又は設備の点検を行うにあたっては、電気主任技術者と協議する。

点検作業が終了したときは、点検対象機器の外面を入念に清掃する。

C 特殊点検

別紙21に示す「点検内容一覧表」並びに、製造メーカーの取扱い説明書等により設備を十分理解し業務を行うものとする。

点検及び保守を実施する上で必要な、機器等の清掃及び片付けに伴う機器周辺等の清掃を行うものとする。

(ウ) 実施対象物

東京文化財研究所

オ 機器設備監視業務

(ア) 対象施設

東京文化財研究所

(イ) 業務内容

東京文化財研究所監視室（1階）において、中央監視装置、防災設備等の監視業務を行う。

A 監視業務

- (A) 監視室において、中央監視装置、防災設備の監視を行うとともに、データを所定の用紙に記録する。
- (B) 各種設備機器に軽微な不具合を認めた場合には、速やかに修繕を行うとともに、東博等職員に連絡する。
- (C) 各種設備機器に故障等の異常を認めた場合には、速やかに東博等職員に連絡しその指示により各業務担当者に対応を依頼する。
- (D) 各種設備機器の保守点検作業の際に、立ち会いを行う。

B 巡回時における点検

1日に2回巡回（10：00～、16：00～を基準とし、必要に応じて時間変更するものとする。）し、機械室、電気室、発電機室、受水層室内各設備の運転状況を確認し、データを1日1回所定の用紙に記録する。

巡回時の点検項目は以下のとおり。

(A) 消防・消火・避難設備等の目視確認及び点検

- a 消火器が所定の位置にあるかの確認
- b 防火扉付近の障害物の撤去
- c スプリンクラー付近の障害物の撤去

(B) 施設・機器の異常の発見と処理及び報告

- a 壁・天井・窓ガラス等のひび割れ、損傷箇所の確認
- b 給排水設備の損傷確認。水漏れについては、当該箇所の応急処置
- c 危険物（ガラス片等）の除去

d その他設備の破損・漏出箇所の確認等

(C) 挙動不審者に対する対応

a 身分証明書の提示を求める等

b 管理部及び、必要に応じ警察機関への連絡

(D) 時間外出入口等の施錠確認

a 1階時間外出入口

b 2階平成館連絡口

c 屋上出入り口

(E) その他

a 上記以外の項目については、東博等職員の指示により随時それに従う。

(ウ) 実施対象物

東京文化財研究所

(エ) 業務の実施時期・時間

午前8時45分から午後5時45分までとする。

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律第3条による休日及び発注者の休業日（12月29日から翌年1月3日まで）は休みとする。

(オ) 業務体制

1名配置

A 消防法に定める「乙種第4類危険物取扱者免状」及び高圧ガス保安法に定める第3種冷凍機械製造保安責任者免状を有する者を監視員として1名配置し、監視室内建物設備用中央監視装置及び防災設備並びに建物内各設備の監視を行うとともに、館内の軽微な修繕等を行うものとする。

B 監視員は本業務を履行するにあたり、事前に民間事業者が講習を行い、本研究所の特殊性等を十分に熟知させ、発注者に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。また、業務内容の引継等にあたっては、民間事業者の責任においてこれを行うものとする。

⑥ビル環境衛生管理等業務

ア ビル環境衛生管理業務

(ア) 対象施設

東京国立博物館及び東京文化財研究所

(イ) 業務内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律、および水道法に基づき、以下の業務を行うこと。

- A 空気環境測定
- B 給水管理
- C 飲料水の検査
- D 排水管理
- E 衛生害虫の防除
- F 冷却塔の洗浄

詳細については別紙22のとおり。

(ウ) 実施対象物

項目	業務箇所
空気環境測定	本館，東洋館，資料館，平成館，法隆寺宝物館
給水管理	東洋館，資料館，平成館，法隆寺宝物館
飲料水の検査	東洋館，資料館，平成館，法隆寺宝物館，東京文化財研究所
排水管理	東洋館，資料館，平成館，法隆寺宝物館，東京文化財研究所
衛生害虫の防除	本館，東洋館，資料館，平成館，法隆寺宝物館
冷却塔の洗浄	本館，東洋館，資料館，平成館

(エ) 業務の実施時期・時間

項目	実施回数（回／年）
空気環境測定	6回
給水管理	1回
飲料水の検査	2回（東京文化財研究所にあっては，1回）

排水管理	2回
衛生害虫の防除	2回
冷却塔の洗浄	1回

イ その他業務

(ア) 対象施設

東京国立博物館及び東京文化財研究所

(イ) 業務内容

A 小破修繕

建物内外において、施設や設備等に不具合があった場合、応急的に対応を行うこと。ただし、専門業者による作業や新たな備品等の購入が必要な場合は、業務対象外とし、その状況を東博等の職員に報告すること。

B メーター検針

レストランの水道メーター（2箇所）および、テナントの電気メーター（レストラン8箇所、ショップ1箇所、自動販売機12箇所）の検針を行い、東博等の職員に報告すること。

また、特別展開催時については、それぞれの開催期間において、ボイラーの利用に係るガス、水道の使用量をメーターで検針し、東博等の職員に報告すること。

C 池清掃

本館前庭、平成館前庭および法隆寺宝物館前庭の池の高圧洗浄を行う。

D 屋外雨水排水枡の点検・清掃

屋外の雨水排水枡について点検を行い、落葉等のごみを除去すること。

E VTR 入替え

法隆寺宝物館の監視映像記録用 VTR（2本）の入替えを行う。

F 浄化槽管理

柳瀬荘の浄化槽（分離ばっ気方式 7人槽 1基）について、浄化槽法に基づき法定点検、清掃、保守点検を行う。

(ウ) 業務の実施時期・時間

項 目		実施時期・時間
小破修繕		随時 (9:00~17:45)
メーター検針		【レストラン、テナントのメーター検針】1回/月 【特別展のメーター検針】1回/開催期間
池清掃	本館前庭	1回/年
	平成館前庭	1回/年
	法隆寺宝物館前庭	4回/月
屋外雨水排水柵の点検・清掃		4回/年
VTR 入替え		1回/20日
浄化槽管理	法定点検	1回/年
	清掃	1回/年
	保守点検	1回/4ヶ月

⑦構内樹木等維持管理業務

ア 樹木等維持管理業務

(ア) 対象施設

本施設敷地内

- ・ 東京都台東区上野公園 1 3 - 9 (東京国立博物館構内)
- ・ 東京都台東区上野公園 1 3 - 4 3 (東京文化財研究所構内)

(イ) 業務内容

- A 別紙 2 3 数量表による草刈り，芝刈り，つる除去を行う。
- B 別紙 2 3 数量表による抜根除草を行う。
- C 別紙 2 4 集計表による薬剤散布を行う。
- D 別紙 2 4 集計表による構内中下木の整枝，剪定，刈込等を樹木の枝葉の生長を考慮した時期に行う。
- E 困障及び建物周り防犯センサー等の支障となる，枝の剪定及び中下木の刈り込み等を行う。
- F 業務が終了した時は，東博等の職員の検査を受けるものとする。
- G 熟練した造園工とその補助者を現場代理人の元に入構させるものとする。
- H 刈込等で発生した枝葉等は，構外搬出適法処分とする。
- I 薬剤散布は，アメリカシロヒトリ等の虫害防除を目的とし使用する薬剤は，ディプレックス乳剤または，スミチオン乳剤と同程度の効果を有するものとする。
- J その他，構内樹木等の維持管理上問題が生じた場合は東博等の職員と協議すること。

(ウ) 業務の実施時期・時間

項目	実施回数(回/年)	実施時間
草刈り・芝刈り (55,654 m ²)	4回/年	実施時間は東博等の指示する時間とする。 (原則として，9:00～17:00)
つる防除 (3,886 m ²)	2回/年	
抜根除草 (寄植え：8,440 m ² ，芝生内：5,730 m ²)	2回/年	
害虫防除 (薬剤散布)	2回/年 (状況に応じて追加実施すること)	
刈込み (構内中下木の整枝，剪定，刈込等，5,258 m ² 及び 402 株)	1回/年	

(工) 業務体制

- A 害虫防除については、農薬管理指導士の資格を有するものが従事すること。
その他、作業を実施するにあたり、工具等の使用に必要な資格、知識、経験を有したものが従事すること。